

本由広介発第 177号
平成19年10月16日

各事業所 管理者 様

本荘由利広域市町村圏組合
管理者 由利本荘市長 柳田 弘

介護保険指定地域密着型サービス事業者等の指定の更新について

当広域の介護保険制度の実施について、日ごろ格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成18年4月1日施行の介護保険法改正に伴い、指定（介護老人保健施設は許可。以下同じ）の更新制度が設けられましたが、当広域における更新の手続きの取り扱いについて、別添の「指定更新の手引き（本荘由利広域版）」のとおりとすることにしたことから、お知らせいたします。

指定の更新を受けなければ、指定の効力を失うこととなりますので、手引きに記載した提出期限までに、忘れずに指定更新申請手続きを行ってください。

- 1 この通知は、平成19年10月1日までに指定を受け、本荘由利広域市町村圏組合が更新手続きを行う全事業所（休止中の事業所、更新手続きが不要なみなし指定の事業所及び地域密着型サービスと一体的に行っている介護予防サービス事業所を除く。）に送付します。
- 2 今後、更新時期が近づいた事業所に個別に通知したりすることはありません。今後は、集団指導の機会やホームページで周知します。各事業所で指定の有効期間を確認し、提出期限までに提出してください。
- 3 指定更新手続きについての情報は、当広域のホームページに掲載しています。各種様式をダウンロードできるほか、今回の手続きに改正があった場合等の連絡やQ&Aなども掲載する予定ですので、申請書の作成を開始するときと申請書を提出する前には、このページで再確認するようにお願いします。ホームページの掲載場所は、手引きに掲載しています。
- 4 質問は手引きにある質問票を使用し、ファクシミリでのみ受付します。ホームページに同様のQ&Aがないかを確認してからお問い合わせください。

<p>【担当】 本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課 介護保険班 電話 0184-24-3347 FAX0184-24-3359</p>
--